

# 社会福祉法人千代田町社会福祉協議会役員等の報酬 及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千代田町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員等に対する報酬及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種部会・委員会等の委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 本会の役員等の報酬は、別表のとおりとする。

2 千代田町の特別職、議会議員及び一般職員が前条に定める役員等に就任した場合は、報酬を支給しないものとする。

(旅費)

第4条 本会の役員等の旅費は、次のとおり支給する。

- (1) 会議等の出張旅費は、本会「事務局職員等旅費規程」を準用する。
- (2) 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月30日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

別表(第3条関係)

理事(会長)	日額 6,000円 半日額 3,000円 ※ただし、会長は30万円を限度額とする。
理事(副会長)	※ただし、副会長は5万円を限度額とする。
理事 監事 評議員	日額 6,000円 半日額 3,000円
心配ごと相談員	半日額 2,000円
その他の委員等	日額 6,000円 半日額 3,000円
日額は4時間以上、半日額は4時間未満の出務とする。	